

4月から 特別養護老人ホームの新規入所対象者は、原則として要介護3以上の方となりました

現在、特別養護老人ホームに入所を希望しているにもかかわらず、在宅生活を続ける重度の要介護状態の方が多数いらっしゃいます。そのような方が、これまで以上に優先的に特別養護老人ホームに入所できるよう、原則として要介護3以上の方だけが入所できるよう見直すこととしました。

なお、要介護1や要介護2の方でも、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できます。

8月から 施設入所等の食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代は、本人による負担が原則ですが、低所得の方には、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代は、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等には自身で負担いただくよう、基準の見直しを行います。

これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得額を基に、対象となるか否かを判断していましたが、8月から以下の取扱いを追加します。

- ①配偶者が市区町村民税を課税されているかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする（世帯が同一か否かは問わない）
- ②預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする
 - ・配偶者がいる方：合計2,000万円、配偶者がいない方：1,000万円
- ③課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案する [平成28年8月施行](#)

8月から 特別養護老人ホームの多床室に入所する町民税課税世帯の方等の部屋代負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する方（ショートステイ利用者を含む）のうち、住民税課税世帯の方等には、新たに「室料相当」を負担いただくこととなります。

これまで、相部屋（多床室）の部屋代のうち、光熱水費は入所者の方等の負担でしたが、室料相当額については介護サービス費に含まれており、介護保険からの給付対象となっていました。その一方で、自宅で暮らしている方や個室に入所している方は、自身で「室料相当」も含めた部屋代を負担していることから、今回の見直しで、相部屋（多床室）の場合も、原則、部屋代全体を入所の方等の自己負担とするものです。

--	--

介護保険制度が変わります

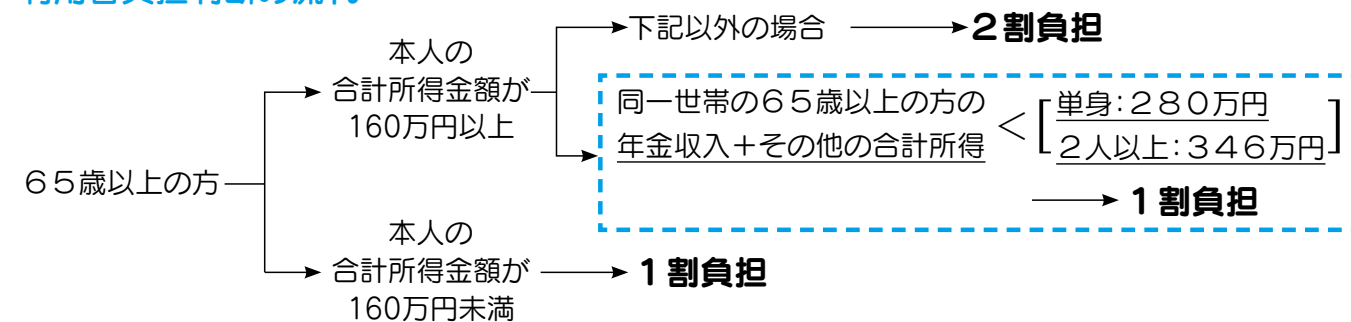
問合せ 福祉介護課 ☎162・163

8月から 一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります

介護サービスを利用する場合、費用の一定割合を利用者の方に負担いただくことが必要です。この利用者負担は、これまで所得額にかかわらず一律にサービス費の1割でしたが、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定額以上の所得がある方には、サービス費の2割を負担いただくこととなります。ただし、月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。

要介護・要支援認定を受けた方は、利用者負担が1割の方も2割の方も、市区町村から負担割合が記された「負担割合証」が交付されます。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用する際には、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。

利用者負担判断の流れ



8月から 高額介護サービス費の基準が変わります

介護サービスを利用する場合の利用者負担には、月々の負担上限が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えた時は、超えた分が払い戻されます。

特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方は、相応の負担をお願いするため、負担の上限が月額37,200円から月額44,400円に上げられます。

同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合は、負担の上限引上げの対象者になります。ただし、同一世帯内に65歳以上の方が

- ・1人いる：その方の収入額が383万円未満の場合
 - ・2人以上いる：それらの方の収入合計額が520万円未満の場合
- には、その旨を市区町村にあらかじめ申請することで37,200円になります。

※「課税所得」とは、収入額から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差引いた後の額をいいます。

※この基準は、医療保険における70歳以上の高額療養費の限度額に係る基準と同様です。

利用者負担段階区分 (所得区分)	自己負担限度額 (月額)	利用者負担段階区分 (所得区分)	自己負担限度額 (月額)
一般	37,200円 (世帯)	現役並み所得相当	44,400円 (世帯)
町民税世帯非課税等	24,600円 (世帯)	一般	37,200円 (世帯)
年金収入80万円以下等	15,000円 (個人)	町民税世帯非課税等	24,600円 (世帯)
生活保護受給者 老齢年金受給者	15,000円 (個人)	年金収入80万円以下等	15,000円 (個人)
		生活保護受給者 老齢年金受給者	15,000円 (個人)

※「世帯」：住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計の上限額を指します。
「個人」：介護サービスを利用した本人の負担の上限額を指します。